

青山荘ホームヘルパー派遣センター

【介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書】

1. 事業者

令和7年度4月版

法人名	社会福祉法人 青森民友厚生振興団
法人所在地	青森県五所川原市大字金山字盛山 42 の 8
代表者氏名	理事長 島村 吉三久
電話番号	0173-35-4215
設立年月日	昭和43年3月12日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防訪問介護事業所・平成19年4月1日 介護予防・日常生活支援総合事業平成28年3月
事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに安心して日常生活ができるよう、介護予防サービスを提供します。
事業所の名称	青山荘ホームヘルパー派遣センター
事業所所在地	青森県五所川原市字栄町 70-4
電話番号	0173-35-4310
サテライト事業所	青山荘ホームヘルパー石岡藤巻
サテライト住所	青森県五所川原市大字石岡字藤巻 13-42
電話番号	0173-38-3980
管理 者	中谷美和子
運営方針	1 要支援状態の心身の状況や家庭環境等を踏まえて、介護保険法及び関係法令等に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切な介護予防訪問計画及び日常生活支援計画に基づき必要な援助を行う。 2 懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
開設年月日	平成3年1月4日

3. 併設して行っている事業

訪問介護事業	平成12年4月1日指定
居宅介護支援事業	平成11年10月26日指定
通所介護事業	平成12年4月1日指定
短期入所事業	平成12年4月1日指定

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	五所川原市内
営業日	年中無休
受付時間	月～日 24時間連絡可能
サービス提供時間	月～日 必要に応じ 24時間

5. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定介護予防訪問介護サービス及び第1号訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員配置状況):職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 事業所長(管理者兼務)	1	
2. サービス提供責任者(介護福祉士)	3	
3. 訪問介護員	3	6
介護福祉士	3	3
訪問介護養成研修2級(ホームヘルパー2級)課程修了者		3

6. 事業所が提供するサービス

訪問介護員が、ご利用者のお宅を訪問し、入浴・排泄や食事の介助、調理、洗濯や掃除等を行います。

当事業所が提供するサービスについて、

(1)第1号訪問介護(介護予防・日常生活支援事業)サービス費の対象となるサービス

＜サービスの概要と利用料金＞

- ・身体介護
入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- ・生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用できるような方法によって行います。

☆サービス実施頻度は、訪問型サービス計画(ケアプラン)において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、第1号訪問介護計画(以下個別計画)において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回(要支援2の方に限ります。)

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、第1号訪問介護サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた個別計画に定められます。ただし、利用者の状態の変化、個別計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、個別計画に定めた実施回数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、個別計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

①身体介護

- ・入浴介助—入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- ・排泄介助—排泄の介助、おむつ交換を行います。

- ・食事介助—食事の介助を行います。
- ・体位変換—体位の変換を行います。

②生活援助

☆介護予防・日常生活支援総合事業サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるよう支援することを目的としています。そのため、下記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- ・調 理—利用者の食事の用意を行います。(ご家族の調理は行いません。)
- ・洗 灌—利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族の洗濯は行いません。)
- ・掃 除—利用者の居室の掃除を行います。(ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- ・買 い 物—利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。(預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

<サービス利用料金>

☆利用者は1ヶ月ごとの定額制です。支給区分によって「別紙」記載のとおりとなります。なお、負担割合証に応じた基本利用料の1割または2割の額です。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3)交通費

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

1. 通常の実施地域を越えた地点から片道 20km未満 400円
2. 通常の実施地域を越えた地点から片道 20km以上 20kmを1km増すごとに400円に20円を加算するものとする。

(4)利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌日10日までに以下の方法でお支払い下さい。

請求書に基づき10日までに、直接集金に伺います。

(5) 利用の中止・変更・追加(契約書第8条参照)

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用料金を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者にお提示して協議します。

7.サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

ご契約者からの訪問介護員交替の申し出	選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名は出来ません。
事業者からの訪問介護員の交替	事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3)サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

定められた業務以外の禁止	契約者は「6.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を契約者に依頼することはできません。
訪問介護サービスの実施に関する指示・命令	サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
備品等の使用	サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4)訪問介護員の禁止行為(契約書第14条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
③ご契約者の家族等に対するサービスの提供
④飲酒
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8.緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9.苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1)当事業所

苦情受付窓口	五所川原市字栄町 70-4 青山荘ホームヘルパー派遣センター	五所川原市大字石岡字藤巻 13-47 青山荘ホームヘルパー石岡藤巻
電話番号・FAX	0173-35-4310	0173-38-3980
担当者	中谷美和子・工藤玉美	葛西 嘉子
受付時間	24 時間電話連絡可能	

(2)行政機関その他苦情受付機関

五所川原市市役所 介護保険担当課	五所川原市岩木町 電話番号 35-2111 内線 273 受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
国民健康保険団体連合会	青森市新町二丁目4番1号(青森県共同ビル3階) 電話番号 017-723-1336 受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

令和 年 月 日

指定介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

青山荘ホームヘルパー派遣センター <サテライト>青山荘ホームヘルパー石岡藤巻
説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 五所川原市大字 _____

氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印
(続柄 _____)